

新学習指導要領における情報モラル教育

富山県教育委員会県立学校課
指導主事 野 崎 悟

富山県高等学校教育研究会情報部会の研究紀要第10号の発行にあたり、会員の皆様方の実践研究に対する熱心な取り組みに対し、深く敬意を表します。

4月より新学習指導要領が全面実施され、共通教科情報科においては「社会と情報」及び「情報の科学」の2科目が始まりました。新科目の実施にあたり、先生方にはこれまでの経験を踏まえて、授業を工夫し、展開しておられることと思います。生徒の情報活用能力の育成に向けて、よろしく願いいたします。

さて、今年は生徒や若者に関する情報モラル・情報機器の取扱いについて考えさせられる問題が数多く報道されてきました。

4月には、県内でスマートフォンなど携帯電話の無料通信アプリ「LINE」を使って、男性を呼び出し、金を脅し取る手口で7人の少年少女が逮捕される事件が発生しました。

また、他県では、「LINE」への書き込みを、閲覧するグループ内ではやし立て、事件が凶悪化していくとということがありました。

さらに、コンビニエンスストアの男性店員がアイスクリームの冷蔵ケース内に身を横たえた姿を撮影し、悪ふざけ投稿した事件もあり、類似の事件では店舗が閉店に追い込まれる事態も起きています。

そして、8月には厚生労働省の研究班によるインターネットに関する調査結果が報告されました（全国の中学・高校から無作為に選んだ264校に調査表を送り、179校の生徒10万人余りが回答）。記事によりますと、インターネットに没頭してしまうなど依存の疑いが強い中高生の割合が8%おり、全国の中高生数で計算すると、51万8000人と推計されるとし、研究班は「健康に影響が出ており、学校などでネットの健全な使い方を指導する必要がある」と指摘していました。

スマートフォンが急速に普及し、SNSなどのネット利用者は今後も増え続けるとみられます。先生方におかれましては、生徒を取り巻く「情報モラル」についての情報を、取り入れる姿勢を常に保持していただき、是非「情報」の授業で、ネットとの適切な関わり方について生徒に話をしてあげていただきたいと思います。

「情報モラル」については、高等学校学習指導要領解説情報編（平成22年5月）の取扱いについての配慮事項において、「共通教科情報科においては、各科目の内容に情報モラルを項目立てし、情報モラルを身に付けさせる学習活動を重視するなど、これまで以上に実践的な能力や態度が身につくような内容に改善を図っている。」と記載されています。また、「様々な場面において適切な行動がとれるよう、生徒が自ら考え、討議し、発表し合う学習活動を多く取り入れるなどして、単なるルールの理解の指導にならないようにすることが大切である。」とも記載されています。先生方におかれましては、この配慮事項の趣旨を踏まえて、生徒への適切なご指導をお願いします。

おわりに、情報教育に対する関心は高く、寄せられる期待は大きいものがあります。今後とも情報部会の先生方には、積極的な実践研究をお願いするとともに、本県の情報教育の更なる発展に大きな役割を果たされることを期待いたします。